省　令

○財務省令第七号

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三十四条の二の四第二項の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則中第三十項を第三十三項とし、第十九項から第二十九項までを三項ずつ繰り下げ、第十八項の次に次の三項を加える。

19　令附則第三十四条の二の四第一項各号に掲げる要件のすべてに該当する法人を設立しようとする者で法附則第二十条の七第一項に規定する承認を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所

二　発起人の氏名

三　承認を受けようとする理由

四　郵政会社等（法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。）との関係の概要

20　令附則第三十四条の二の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　定款

二　令附則第三十四条の二の四第一項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証明する書類

三　事業計画の概要を記載した書類

四　創立総会の議事録又はこれに準ずるもの

21　令附則第三十四条の二の四第二項の規定による申請に係る法人は、設立後、遅滞なく、当該法人の登記簿の謄本を財務大臣に提出しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第三号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第六十四条第四項の規定に基づき、統合幕僚学校組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日

防衛大臣　北澤　俊美

統合幕僚学校組織規則の一部を改正する省令

統合幕僚学校組織規則（昭和三十六年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第四条から第七条までを二条ずつ繰り下げ、第三条第十一号中「教育課及び研究室並びに国際平和協力センターの」を「学校の所掌事務で他の」に改め、同条を第五条とする。

第二条中「一室」を「二室」に、「総務課」を「企画室　総務課」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（企画室）

第四条　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育訓練及び調査研究の総合的な企画及び調整に関すること。

二　学校の組織及び定員に関すること。

三　業務の能率的運営の調査及び業務の運営の改善に関すること。

第一条の二を第二条とする。

附　則

この省令は、平成二十三年三月二十八日から施行する。

告　示

○総務省告示第百四号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号）第一条第一項に規定する選挙の期日においては平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村を次のように指定する。

平成二十三年三月二十八日

総務大臣　片山　善博

岩手県

盛岡市　久慈市　二戸市

雫石町　洋野町

滝沢村

宮城県

白石市

村田町　川崎町　利府町　富谷町　色麻町

大衡村

福島県

福島市　会津若松市　郡山市　白河市　須賀川市

国見町　川俣町　鏡石町　磐梯町　猪苗代町

会津坂下町　柳津町

檜枝岐村　昭和村　西郷村

○外務省告示第百二号

イタリア共和国政府は、平成六年十月二十七日にジュネーブで作成された「商標法条約」の批准書を平成二十三年一月二十六日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年四月二十六日にイタリア共和国について効力を生ずる。

（平成二十三年一月二十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十三年三月二十八日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百三号

平成二十三年三月八日にモンロビアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　片上慶一在リベリア大使

リベリア側　トーガ・ジェイウェア・マッキントッシュ外務大臣

平成二十三年三月二十八日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百四号

平成二十三年三月十日にビエンチャンで、首都ビエンチャン市公共バス交通改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　首都ビエンチャン市公共バス交通改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　横田順子在ラオス大使

ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十三年三月二十八日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百五号

平成二十三年三月十日にビエンチャンで、国営テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国営テレビ局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七千六百二十万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年九月三十日まで

4　署名者

日本側　横田順子在ラオス大使

ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十三年三月二十八日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百六号

平成二十三年三月十日にアクラ（ガーナ）で、シエラレオネ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　九億円

3　署名者

日本側　片上慶一在シエラレオネ大使（ガーナにて兼轄）

シエラレオネ側　オスマン・F・ヤンサニ在ガーナ　シエラレオネ高等弁務官

平成二十三年三月二十八日

外務大臣　松本　剛明